

ISO取得事業助成金取扱要領

1. 助成金の趣旨

事業者が取引先から求められる信用力の向上を促進するため、事業者の実施するISOの認証の取得を支援するものです。

2. 助成対象

対象事業	対象者	要件
ISO9000、14000、22000、27000、FSSC22000 シリーズ、JISQ9100、ISO13485の取得	事業者	1 初めて取得等を行うものであること。 2 市税を完納していること（住民票を市内に有していない個人事業主については、市税を課税され、完納していること）。

※ 事業者とは、会社法上の会社及び営利を目的とし税務署長に開業届出書を提出している個人事業主をいう。

※ 国・県等の補助金と併用することはできません。

3. 助成内容

助成金の額	限度額	対象経費（全て消費税を含める）
対象経費（市外における事業所と同時に認証等を取得する場合において、事業所毎の経費が明確でない場合は、事業所毎の従業員数で按分した経費。）に100分の20を乗じて得た額以内	1の年につき200万円	1 ISO9000 シリーズ、14000 シリーズ、22000 シリーズ、27000 シリーズ、FSSC22000 シリーズ、JISQ9100 及び ISO13485 の認証を取得するために必要な経費の内、審査登録機関に支払う申請料、審査登録費用、審査登録機関の人員の交通費及び宿泊費並びに認証取得に伴うコンサルティング費用

※ 助成金算定額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額を助成金の額とする。

※ 年度毎の限度額の累計は、当該年度の交付申請に対する額の合計とする。

4. 申請期限

交付申請期限
助成対象事業の完了した日から90日以内 (実質的に当該事業を終えた日及び支払いの日のうち、遅い日から90日以内)

